

第四次太宰府市地域福祉活動計画

(実施期間：令和4年度～令和8年度)

みんなが居場所と生きがいを感じる持続可能な福祉のまちづくり

～支え合う一人ひとりが主人公～



令和4年3月

社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会

第1章 計画策定の趣旨

1 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動は、日常の生活を営む上で手助けを必要とする人たちがまわりの人たちとふれあい、孤立しないよう、みんなで協力しながら進めていく「地域の支え合い助け合いによる福祉の活動」です。

地域福祉活動計画とは、この地域における福祉活動を進めるための計画です。

地域に住んでいる人たちによる温かみのある手づくりの地域福祉活動が、息の長い活動として地域に根付き、更に広がっていくよう地域福祉活動計画を策定し、地域のあらゆる主体が協力し合いながら地域福祉を推進していくことを目指します。



2 社会的背景（地域福祉を取り巻く現状）

近年、少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加、地域における昼間人口の減少など社会構造の変化と共に地域での人間関係の希薄化が進んでいます。また、福祉ニーズの多様化や複合化、引きこもり・孤立化・認知症の増加、貧困、老老介護、ヤングケアラー、虐待などの深刻な福祉課題が生じてきています。

加えて、令和2年早々、新型コロナウイルス感染症が急速に世界各地で拡大し、多くの人の命が奪われています。この間、私たちは、感染防止対策のため3密対策と自粛生活に日々努めてきたところですが、今や、この3密・自粛という言葉に違和感を感じなくなりつつあります。

社会的に弱い立場にある人に対し、また、相談したくても行動に移せない状況にある人に対し、同じ地域で生活している私たちは、複雑多様化してきている福祉の課題について自分のこととして考え、話し合い、できることから取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。まさに地域での福祉の在り方が問われてきています。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定により、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を掲げ、様々な制度の狭間で解決できない福祉課題や社会的孤立、社会的排除へ対応できるよう、地域の「つながり」や持続可能な地域づくりへ向けた基本方針を打ち出していることから、地域福祉活動がこれからますます重要になってくると考えられます。

太宰府市では、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「太宰府型全世代居場所と出番構想」を掲げ、まちづくりを進めています。

この構想を基軸として、第三次太宰府市地域福祉計画の基本理念を継承しつつ、成果や課題を踏まえながら、国の動向や新たな福祉課題を含め、今後更に変化する社会情勢への対応が可能となるような「第四次太宰府市地域福祉計画」が策定されています。

「第四次太宰府市地域福祉活動計画」は、この第四次太宰府市地域福祉計画と連携・整合することを基本として、これまでの成果と課題、そして新たに生じた福祉課題を地域で共有しながら、行政、住民、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人及び企業等が「できること」を持ち寄り、相互に協力しながら地域の福祉課題を解決していく活動計画（アクション・プラン）としていくものとします。



第2章 取り組みの内容

1 基本理念

太宰府市が策定する「第四次太宰府市地域福祉計画」と連携し整合を図ることとします。

みんなが居場所と生きがいを感じる

持続可能な福祉のまちづくり

～支え合う一人ひとりが主人公～

2 基本目標

(1) 養成と発掘

地域福祉の推進を図るには、何よりも多くの理解者及び支援者が必要です。従って、義務教育の世代から福祉について考え、共に学び合える様々な福祉体験の場に積極的に参加し、みんなで誘い合う環境づくりに努めていく必要があります。また、子育て支援、障がい児・者支援に関わるボランティアを地域で養成していくことも考えながら、各種講座の開催情報をキャッチし、それを実践活動につなぐ仕組みづくりも必要です。

今後、住民自身が人権の尊重を基本に据えて“一人ひとりを大切にする”福祉活動を推進していくため、その担い手となる地域リーダーの養成と発掘を進めます。

(2) 交流と連携

“人と人とのつながり”の希薄化は、地域福祉活動の大きな障壁となります。

人間関係は、日常の“あいさつ”から形成されるように、まずは互いに知り合うことから始まります。また、地域の住民と住民との交流、地域で活動する様々な主体との交流はとても重要です。

今後、地域の中の様々な個々の困りごとについて、「他人事」から「我が事」として捉えていけるよう住民相互の交流を促進していくとともに、ボランティア、NPO法人、当事者組織、社会福祉法人などの多様な主体との交流及び連携を進めます。

また、定期的な地域での見守り活動や防犯パトロール、公民館などでのサロン活動やまつり行事といった住民同士が交流できる場への参加促進を図るため、個別に直接案内する等の方法やその取り組みについて、実情に合わせて検討を進めます。

(3) 発信と共有

福祉に関する情報は、マスメディア、市、社協、その他様々な機関や団体等の情報誌やチラシ、デジタル媒体を通じて発信されていますが、今後、多様化・複合化している

地域の福祉ニーズに応えていくためには活動主体の協力体制を生かして、福祉関連情報が一人ひとりに届くようにしていかなければなりません。

今後さらに、地域の声に耳を傾け、地域の課題としてみんなが受け止めていくことの重要性を十分に踏まえながら、福祉関連情報の発信と共有を進めます。

(4) 相談と解決

過去、校区単位に出前相談を開設してきましたが、相談者数は数名に止まっています。

困り事や悩み事は日常の何気ない会話の中に隠されていることもあります。従って、今後、地域の恒例行事やサロン活動などの集まりの場を利用して住民同士が相談し合い、或いは地域の困り事について話し合うなど、身近な機会を通して支援を必要とする人に必要な支援が届くような仕組みづくりを進めます。

社会福祉法人及び関係団体や機関等においては、近年、コロナ禍において生活困窮に陥っている方が増加していることを踏まえ、その生活援助に貢献できるよう相互連携を深めます。

(5) 防災と行動（備えと避難）

近年、全国各地で集中豪雨或いは地震等で大規模な災害が発生しています。日頃から各自の十分な備えに加え、地域ではお互いに気に掛けあうことも重要です。

今後、災害に対する住民の防災意識を高めるとともに、中学生以上の若い世代を含め避難行動要支援者の避難訓練及び市や社協等の防災講座にも積極的に参加を呼びかけていく必要があります。

今後、地域における避難経路のマップづくりや毎年の見直し作業の取り組みとともに安全安心のための防災と行動（備えと避難）の取り組みを進めます。

なお、この5つの基本目標の取り組みは、一律同時に進めるのではなく目標別に集中して実施することや、市などの関連性の高い事務事業と歩調を併せていく等、より有効な方法で進めていく必要があります。従って、次の表のように計画期間内において重点的に取り組む年度を基本目標ごとに振り分け、各成果目標の達成を目指すこととします。

【重点的に取り組む年度のイメージ】

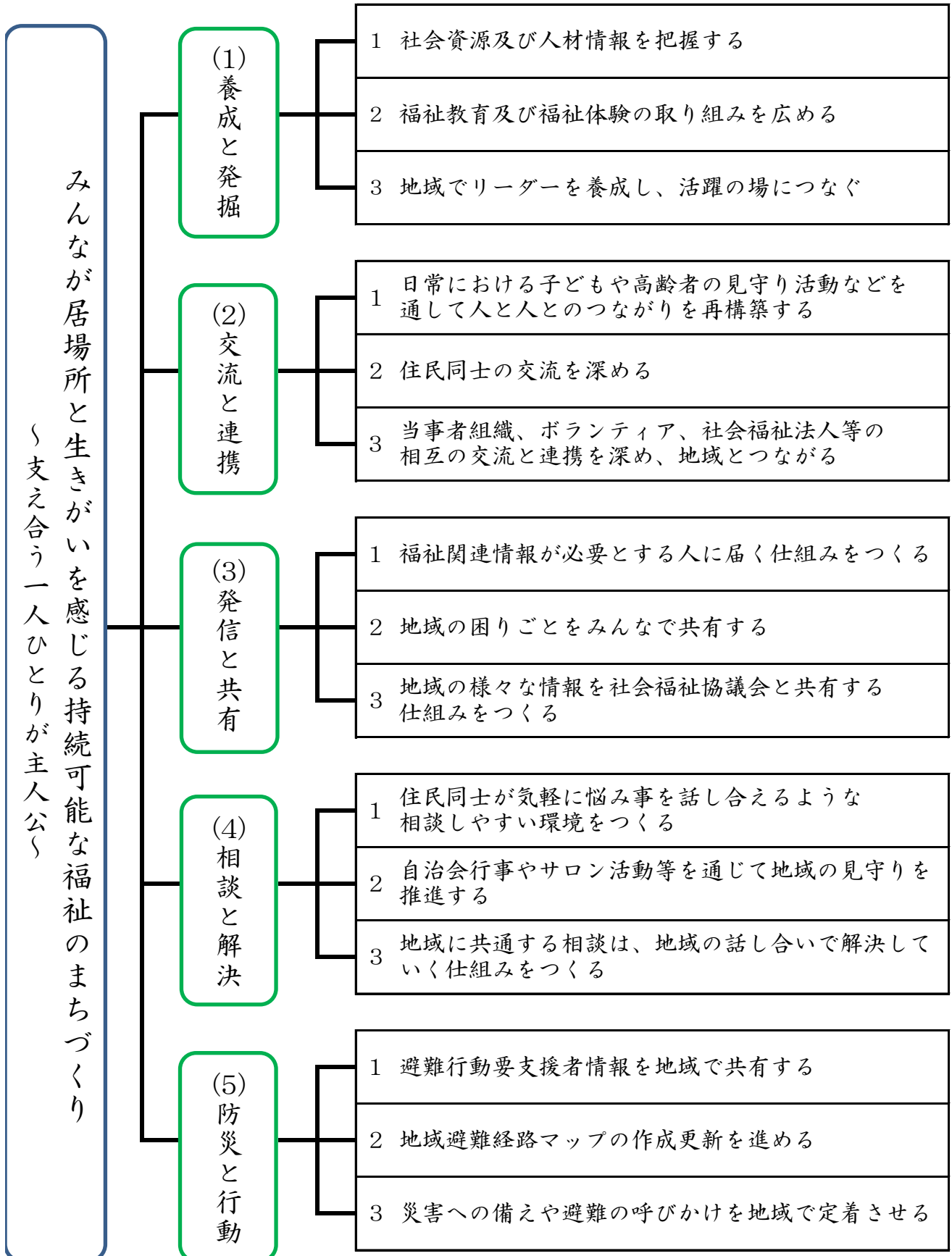
基本目標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 養成と発掘					
(2) 交流と連携					
(3) 発信と共有					
(4) 相談と解決					
(5) 防災と行動					

3 取り組みの体系

(基本理念)

(基本目標)

(取 り 組 み の 柱)



4 目標別取り組みの内容

基本目標	達成に向けた成果目標		
(1) 養成と発掘	令和2年度アンケート調査項目（問15）	現 状	目 標
	現在、自治会や子ども会、長寿クラブなどの地域活動をしている人の割合	15.8%	20.0%

地域では様々な福祉活動が行われていますが、その中心的な役割を担っている人の後継者を育成していくことは、地域共通の課題となっているのではないのでしょうか。

住民自身が主体性をもってその実態把握に努め、地域リーダーの養成・発掘に取り組み、人権尊重を基本とする途切れない地域福祉活動を推進していきましょう。

◇ 住民自身の取り組み

ア 各種養成講座、自治会行事、サロン活動、福祉体験学習等に積極的に参加する。

イ 地域をはじめ行政や社協等が開催する“話し合いの場”に参加する。

ウ 各種養成講座等で技術技能の習得に努め、担い手として地域活動に参加する。

◇ 自治会役員、民生委員、社協福祉委員及び福祉活動実践者（リーダー）の取り組み

ア 各種養成講座等への住民参加を促進する。（隣組回覧のほか周知方法を工夫する。）

イ 各種養成講座等の参加者名簿を地域で記録保管し共有する。

ウ 社会福祉協議会と連携し、円滑に取り組みを進める。

（展開のイメージ）

取り組みの柱	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 社会資源及び人材情報を把握する			計画の周知 企画検討協議	実施→点検 ↑ 計画←改善	評価
2 福祉教育及び福祉体験の取り組みを広める	小学校の福祉教育・福祉体験		新たな福祉教育・福祉体験の企画検討協議	実施→点検 ↑ 計画←改善	
3 地域のリーダーを養成し、活躍の場につなぐ			企画検討協議	各種研修会への参加 地域リーダーの活躍	

基本目標	達成に向けた成果目標		
(2) 交流と連携	令和2年度アンケート調査項目（問4）	現 状	目 標
	普段近所に「親しいお宅がある」「たまに立ち話をする程度」の人の割合	53.1%	60.0%

地域で活動している様々な組織や団体について、地域の皆さんはどれだけ認知しているでしょうか。また、同じ隣組の中でよく知らないという関係もあるのではないのでしょうか。日常生活上のことで何か手伝ってほしいことができたとき、気軽に頼める人がいれば助かります。改めて、近所付き合いの重要性を考えてみましょう。

◇ 住民自身の取り組み

ア あいさつ運動、散歩中の立ち話、井戸端会議などで地域での知り合いを増やす。

イ 地域をはじめ行政や社協等が開催する“話し合いの場”に参加する。

ウ 当事者組織の活動やボランティア活動等に積極的に参加する。

◇ 自治会役員、民生委員、社協福祉委員及び福祉活動実践者（リーダー）の取り組み

ア 地域でのつながりが希薄化している実態の把握に努める。

イ 社会福祉法人、当事者組織、ボランティア団体と住民との交流の場を企画する。

ウ 社会福祉協議会と連携し、より円滑に地域における交流の場を推進する。

（展開のイメージ）

取り組みの柱	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 日常における子どもや高齢者の見守り活動などを通して人と人とのつながりを再構築する			つながりの希薄化の状況を把握し、改善策を話し合う	実施→点検 ↑ 計画←改善	評価
2 住民同士の交流を深める	地域行事やサロン活動等の推進 あいさつ運動、隣組の寄り合い、近所付き合い等の推進			代表者等会議の実施、交流会の企画提案 実施→点検 ↑ 計画←改善	
3 当事者組織、ボランティア、社会福祉法人等の相互の交流と連携を深め、地域とつながる	社会福祉法人連絡会による地域における公益的な取り組みの推進			企画検討協議 実施→点検 ↑ 計画←改善	

基本目標	達成に向けた成果目標		
(3) 発信と共有	令和2年度アンケート調査項目（問19）	現 状	目 標
	「福祉サービス」に関する情報を得る方法が分かる人の割合	72.5%	100.0%

家事、買物、通院、生活資金、話し相手などで助けが必要となったときに気軽に相談できる地域の雰囲気づくりやそれら福祉関連情報を地域で共有しておくことはとても重要です。“誰一人取り残さない地域社会”を目指し、情報の発信と共有が地域共通のものとして捉えられる社会を構築していきましょう。

◇ 住民自身の取り組み

ア 隣組回覧やチラシ、地域掲示板のポスターやお知らせなどの記事を注視する。

イ 地域をはじめ行政や社協等が開催する“話し合いの場”に参加する。

ウ 当事者組織の活動やボランティア活動等に積極的に参加する。

◇ 自治会役員、民生委員、社協福祉委員及び福祉活動実践者（リーダー）の取り組み

ア 隣組回覧や広報誌及び各種チラシの配付方法について点検し、改善に努める。

イ 住民の声を聞き、地域で共有する仕組みをつくる。

ウ 社会福祉協議会と連携し、より円滑に福祉関連情報を住民に届ける。

（展開のイメージ）

取り組みの柱	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 福祉関連情報が必要とする人に届く仕組みをつくる	各情報の伝え方の点検及び改善点を話し合う		実施→点検 ↑ ↓ 計画←改善		
2 地域の困りごとをみんなで共有する	困りごと情報等の集め方や取り扱いについて話し合う		実施→点検 ↑ ↓ 計画←改善		
3 地域の様々な情報を社会福祉協議会と共有する仕組みをつくる	個人情報の保護について住民の理解を深める				
	各地域で方法等を話し合い社協と協議する	住民への周知を図る	実施→点検 ↑ ↓ 計画←改善		

評価

評価

基本目標	達成に向けた成果目標		
(4) 相談と解決	令和2年度アンケート調査項目（問6）	現 状	目 標
	人から助けを求められた時、「積極的に」「できるだけ」対応したい人の割合	72.3%	78.0%

人は、それぞれに悩みごとを抱えながら生活しているものと思いますが、その悩みを誰にも相談できないでいる人もいるのではないのでしょうか。そのことを地域としてどう考えれば良いのでしょうか。同じ地域に住む者同士、お互いに相談できる関係をつくり、みんなが住みやすい地域を構築していきましょう。

◇ 住民自身の取り組み

ア 近所付き合いを深め、気軽に相談し合える関係の構築に努める。

イ 地域をはじめ行政や社協等が開催する“話し合いの場”に参加する。

ウ 自治会行事、サロン活動、ボランティア活動等に積極的に参加する。

◇ 自治会役員、民生委員、社協福祉委員及び福祉活動実践者（リーダー）の取り組み

ア “相談は気軽に、解決はみんなで”を地域の合言葉として定着させる。

イ 個人情報保護の取り扱いについて、地域内で共通の認識を持つ。

ウ 生活困窮や地域の悩みごと相談は、社会福祉協議会につなぐ。

（展開のイメージ）

取り組みの柱	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 住民同士が気軽に悩み事を話し合えるような相談しやすい環境をつくる		悩みごとの実態を把握する	悩みごと等の相談窓口について検討する	実施→点検 ↑ 計画←改善	評価
2 自治会行事やサロン活動等を通じて地域の見守りを推進する		見守りの情報等を地域で共有する	地域の見守り活動を推進する	実施→点検 ↑ 計画←改善	
3 地域に共通する相談は、地域の話し合いで解決していく仕組みをつくる		地域の困りごとは地域で解決する仕組みをつくる	地域で解決の成功例を共有する	実施→点検 ↑ 計画←改善	

基本目標	達成に向けた成果目標		
(5) 防災と行動	令和2年度アンケート調査項目（問9）	現 状	目 標
	安全な避難経路がわかる人の割合	82.6%	100.0%

「自分の命は自分で守る」ことが困難な子どもや高齢者、妊産婦、障がい者等避難行動要支援者に対する支援を考えていくことは、地域福祉活動（地域の支え合い助け合いによる福祉）の第一歩と言えるのではないのでしょうか。人は、誰でも助けが必要になるときがあります。自分のこととして命を守る行動を考えていきましょう。

◇ 住民自身の取り組み

- ア 地域で取り組む避難訓練や防災訓練に積極的に参加する。
- イ 地域をはじめ行政や社協等が開催する“話し合いの場”に参加する。
- ウ 少なくとも1週間分の食糧や防災グッズを確保し、定期的な点検を行う。

◇ 自治会役員、民生委員、社協福祉委員及び福祉活動実践者（リーダー）の取り組み

- ア 自主防災組織の設置、防災担当者の選任に取り組み、行動計画を整備する。
- イ 避難行動要支援者等の名簿を適正に管理し、毎年、地域単位で見直しを行う。
- ウ 地域で避難訓練を定例化し、住民の防災意識の向上を図る。

（展開のイメージ）

取り組みの柱	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 避難行動要支援者情報を地域で共有する	要支援者情報の共有化を図り、更新作業について話し合う 太宰府市障がい者等災害時要支援者対策協議会等との連携共有を図る		実施→点検 ↑ ↓ 計画←改善		
2 地域避難経路マップの作成更新を進める	地域で防災担当者を選任する 避難経路マップを作成する		実施→点検 ↑ ↓ 計画←改善		
3 災害への備えや避難の呼びかけを地域で定着させる	地域で学習会を企画又は各種講習会等への住民参加を促す	隣組単位での呼びかけ等を検討する	実施→点検 ↑ ↓ 計画←改善		

評価

5 社会福祉協議会の取り組み

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。また、社会福祉事業の企画及び実施、社会福祉活動への住民の参加のための援助、社会福祉事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことが社会福祉法第109条に定められています。

本会は、「第四次太宰府市地域福祉活動計画」をより円滑に進めていくため、本計画に定める基本目標に次の二つの視点をもって取り組んでまいります。

(1) 多様な主体の連携

様々な福祉課題の解決に向け、地域住民をはじめ福祉関係団体、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア、その他の多様な主体の連携体制を構築します。

(2) 情報の共有化

支援を必要とする人に必要な福祉関連情報を届けるため、広報誌やホームページ、チラシの更新改善に努め、より積極的に情報を収集するとともにそれらの情報の共有化を進めます。

(養成と発掘)

(1) 福祉委員研修の充実

福祉委員は“小地域福祉活動の推進者”であり、地域の見回り見守りや訪問活動を通して、地域の福祉課題を発見し解決するための“アンテナ役”を担っています。

今後、地域と社協をつなぐ「情報の窓口」に位置づけ、研修内容の充実に努めます。

また、「福祉委員連絡会（仮称）」の組織化を図り、社協の地区担当職員との連携を深め、「より風通しの良い地域と社協との身近な関係づくり」を構築してまいります。

ア 福祉委員研修（年3回実施）

イ 民生委員及び主任児童委員との合同研修（年1回実施）

(2) 小地域福祉活動実践者の交流研修の充実

ア 地域のひまわり会活動及びサロン活動実践者の交流研修（年2回実施）

イ 子育てサロン活動実践者の交流研修（年1回実施）

(3) 福祉ボランティアの養成及びボランティア活動の支援

ア 手話奉仕員養成講座（市の受託事業：全46講座）

イ 認知症サポーター養成講座（小学生向け）

ウ 各種ボランティア養成講座

エ その他、新たな養成講座の企画・実施

(4) 福祉教育及び福祉体験学習の充実

ア 総合学習として取り組む福祉教育及び福祉体験学習の活動支援（市内の小中学校）

イ 福祉教育及び福祉体験学習に係る講師の紹介及び派遣

ウ 地域における出前講座の推進

(5) ボランティア等人材マップの作成

ア NPO法人、ボランティアなどの人材マップを作成及び毎年の更新

(交流と連携)

(1) 福祉関係団体と地域住民、学生ボランティアとの交流

ア 福祉まつり「出会いの広場」

この事業は、市内の福祉関係団体で組織する実行委員会において企画実施しているもので、平成24年にスタートして以降、年々、参加者も増加してきています。

今後、まつりの開催は、新型コロナウイルス等の状況を踏まえて判断してまいります。

(2) 市内大学との連携協定

地域福祉の推進及び人材の育成に寄与していくことを目的として、今後も「福祉まつり」や「地域の居場所づくり」等の交流事業を継続しながら、市内大学との連携を深めてまいります。

(3) ボランティアグループの相互連携

市内には80を超えるボランティアグループがそれぞれに活動しており、今後、必要に応じた連携体制の構築が課題となっています。

本会と「太宰府市NPO・ボランティア支援センター“うめさろん”」は、定例会議を通じてボランティア活動に関する情報の共有化や市民向けに作成した「太宰府市ボランティア・市民活動団体一覧表」の編集作業などに取り組んでいます。

今後も、大規模災害への対応を含めボランティアグループとの連携に取り組んでいきます。

(4) 地域との連携

地域で行われている伝統行事、その他の様々な自治会活動は、住民主体によるコミュニティづくり、見守りなどの地域福祉活動に密接に関係しています。

従って、これらの地域行事が今後さらに持続発展していくことは、地域福祉にとって重要な意味を持つものと考えており、本会として地域との連携強化に取り組んでまいります。



(5) 社会福祉法人の連携強化「地域における公益的な取組」

日常生活又は社会生活において支援を必要とする方に対し、既存のサービスの拡大を含め、公的な費用負担が無い新たな福祉サービスを、無料又は低廉な料金で提供することが社会福祉法により義務化されており、本会は次の取組を進めています。

ア 社会福祉法人連絡会による新たな福祉サービスへの取組

現在、14法人中11の法人で連絡会を組織しており、年2回の担当者的会議を通じて公益的な取組に関する情報交換を進めています。引き続き、大規模災害時における法人相互の協力体制や共同による地域支援などの企画について協議を進めています。

イ ふくおかライフレスキュー事業による生活困窮者支援への取組

近年、生活困窮や社会的孤立など様々な生活問題・地域課題が複合化しており、今日的な課題となっています。

本事業は、「オール福岡」で様々な支援を展開していこうというもので、平成29年4月に事業が開始され、本会は、平成30年3月に参入しました。

市内においては、現在、6法人8事業所がライフレスキュー事業に加入しており、今後、太宰府市エリアの地区連絡会の設置に取り組み、法人間の連携をさらに深めながら、生活困窮者に対する相談及び支援の充実に努めてまいります。

(6) 生活支援体制整備事業の推進

今後益々日本の高齢化は進み、認知症の人の数も2025年（令和7年）には高齢者の5人に1人になると推計されており、厚生労働省は、市町村が中心となって高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する必要があるとし、「生活支援体制整備事業」の活用を推奨しています。本市は、平成29年度からこの事業に取り組んでいます。

この事業は、元気な高齢者をはじめ、地縁組織、企業、NPO法人、シルバー人材センター、ボランティア等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築しようというものです。

取組は、多様な主体による話し合いの場が必要であることから、市全域を対象とする「第1層協議体」、中学校区を日常生活圏域のエリアとする「第2層協議体」の設置を進めており、令和2年度にモデル地区としていた東中学校区の第2層協議体が設置されました。

今後さらに、地域住民等による話し合いを進め、高齢者の日常生活を支える地域づくりを進めていきます。



(7) 自主防災組織等との連携

避難行動要支援者の避難経路のマップづくり及び災害ボランティアセンターの設置を想定した避難訓練の実施にあたっては、市、自主防災組織及びボランティア団体等との連携した取組に努めてまいります。

(発信と共有)

(1) 広報活動

本会では、全世帯配付の広報誌「ふくしのひろば」を年6回(偶数月)発行しています。

広報誌は、内部で組織している広報委員会において、企画・構成・編集を行い、職員全員で文面の読みやすさ、親しみやすさとともに適宜的確な情報の提供に努めています。

また、掲載記事は、地域で行われている福祉活動を題材の基本としています。

令和3年度において、スマートフォンの小さい画面でもホームページ情報をより見やすくする工夫やSNSなどの活用検討に取り組みました。今後も、幅広い世代に情報を届けられるよう努めてまいります。

(2) 事業パンフレット等の作成及び更新

事業パンフレット等の市民への周知については、市及び自治会や福祉施設、関係団体等に対し、掲示板への掲載や公民館、各施設内での配架などにご協力をいただいています。

ア 社会福祉協議会活動の概要パンフレット

イ 総合相談事業チラシ及びポスター

ウ 日常生活自立支援事業パンフレット

エ 共同募金運動チラシ及びポスター

オ 福祉まつり「出会いの広場」パンフレット、チラシ及びポスター

カ その他、各種講座講演会等のチラシ及びポスター

(3) 情報の提供

引きこもりや孤立化は、人ごとではなく地域の課題として受け止める必要があります。

地域で人と人とのつながりを深めていく取り組みや見守り活動、そして関係機関との連携の強化とともに、広報誌・ホームページ・チラシ等により、情報の提供に努めていきます。

(相談と解決)

(1) 総合相談事業

住民の不安な思いや心配ごとに対し、継続事業として次の相談業務を実施します。

相談種別	実施日(毎月)	時間	相談の内容	相談員
一般相談	第1～第4水曜日 第1金曜日	10:00～15:00	心配ごとや悩みごと、何でも相談	民生委員、識見者
弁護士相談	第2火曜日 第4土曜日	13:00～16:00	法律相談	福岡県弁護士会 派遣弁護士
障がい者相談	第2木曜日	10:00～12:00	障がい者福祉に関する相談	身体・知的障がい者 相談員
行政相談	第1金曜日	10:00～15:00	国の委任・補助業務等に関する相談	行政相談委員
暮らしの相談	第2土曜日	13:00～16:00	相続、離婚、消費生活等に関する相談	行政書士兼社会保険 労務士
あんしん相談	第3木曜日	13:00～16:00	成年後見制度に関する相談	社会福祉協議会 顧問弁護士
場 所	太宰府市総合福祉センター1階相談室			

(2) 地域福祉活動等に関する相談体制

地域福祉活動に関する相談については、社会福祉協議会の職員が対応します。

今後さらに、地域の皆さまが気軽に相談できる環境づくりに努めます。

(3) 地域における相談体制等への支援

住民同士で気軽に相談ができ、解決につながる仕組みづくりを地域で構築していく視点で、地域福祉のリーダー的存在である自治会役員、民生委員、福祉委員を中心として相談に関するルールづくりを進めながら、地域行事やサロン活動をはじめ日常的会話などの機会を捉えて、住民の心配ごとや悩みごとを地域で解決する体制づくりを支援していきます。

(4) 生活福祉資金の貸付及び相談支援

社協は、生活福祉資金の貸付に関する相談や受付事務を行っており、自立した生活に向けて継続した支援とともに、市及び民生委員との連携体制により、貸付事務の充実に努めます。



(防災と行動)

(1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営

本会は、市の要請に応じて「災害ボランティアセンター」の設置・運営を行うこととなっています。（太宰府市地域防災計画）

このため、本会が作成した設置運営マニュアルをより実効性のあるものとするため、市及びボランティア団体との連携体制を構築するとともに、災害ボランティアセンターの設置に関し、市との間で必要となる協定書の締結を進めます。

また、大規模災害を想定した災害ボランティアセンターの設置運営訓練を市の総合防災訓練と合同で実施するなど、安全安心の地域づくりに努めてまいります。

(2) 福祉避難所の運営支援

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を市と締結しています。

福祉避難所の運営主体は市となっていますが、総合福祉センターの建物を管理している本会としても避難者への支援を考えていく必要があります、災害ボランティアセンターと並行して福祉避難所の組織体制も検討を進めてまいります。

(3) 避難行動要支援者の見守り活動の推進

市は令和3年度において「避難行動要支援者避難支援制度」に取り組んでおり、随時、その情報が自治会、民生委員そして本会に共有されることとなっています。

今後、この三者が連携を密にし、普段の活動の中において、これらの情報とハザードマップとの連動を図りながら、要支援者の見守り活動を推進してまいります。

第3章 計画の推進等

1 計画の周知

本計画書は、社会福祉協議会において、市をはじめ地域住民、福祉関係団体や組織、その他関連企業等に対して周知を図るものとします。

2 計画の推進

地域住民は、地域福祉に関する実態把握に努め、福祉課題の解決に向けて話し合いを進めるとともに、市、社会福祉協議会及び専門機関等と連携し、地域における支え合い助け合いを進めます。

社会福祉協議会は、人材養成のための講座や研修会などを積極的に実施するとともに福祉関連情報の提供、そのほか必要に応じて各組織間の調整機能の発揮に努めます。

福祉関係団体や組織等は、地域及び社会福祉協議会の活動への協力に努めます。

3 計画実施状況の点検等

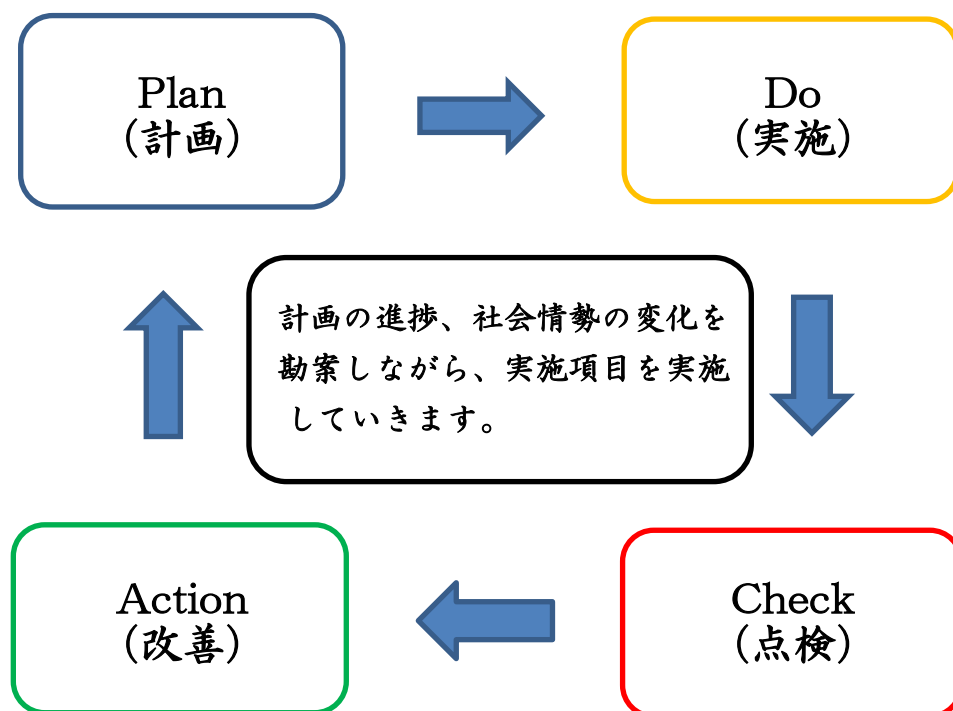
地域福祉活動推進委員会を年3回程度開催し、実施状況の点検及び評価を行います。

また、委員長は、必要に応じその結果を社会福祉協議会会長に報告するものとします。

4 PDCAサイクルの実施

PDCAサイクルとは、事業活動における一つの手法です。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって目標を達成することです。



第四次太宰府市地域福祉活動計画

令和4年3月

発 行 社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会
〒818-0102 福岡県太宰府市白川2番10号
TEL 092-923-3230
FAX 092-923-0578
URL <http://dazaifu-shakyo.or.jp>
編 集 太宰府市社会福祉協議会
地域福祉活動推進委員会